

令和4年度クリスタルプラザ管理運営委員会議事録

1. 日 時

令和4年10月26日（水）16時00分～17時00分

2. 場 所

クリスタルプラザ 工場棟3階 大会議室

3. 次第

1. 開会

2. 局長挨拶

3. 委員及び事務局の紹介

4. 委員長及び副委員長の選任

5. 議題

(1) 令和3年度・令和4年度上半期クリスタルプラザの運営状況について

(2) その他

4. 議事

事務局

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和4年度クリスタルプラザ管理運営委員会を開催させていただきます。

委員のみなさまには、公私ともにたいへんお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃は、クリスタルプラザの運営に関しまして、格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、当センター事務局長から、一言ご挨拶を申し上げます。

事務局長

本日は、公私ともご多用の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。とりわけ地元自治会の皆様方には、当施設の管理運営にあたりまして、日頃から格別のご理解、ご協力を賜りまして、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

最初に、当センターの近況を申し上げますと、お配りしております「湖北広域だより」7月号に掲載しておりますとおり、現在当センターの一大事業であります「新一般廃棄物処理施設」の整備に取り組んでおりまして、ここクリスタルプラザをはじめ、

クリーンプラント、伊香クリーンプラント、そして、第1プラントと点在しております施設を、木尾町の同一敷地内に一括整備を行います。

この新施設は、熱回収施設にバイオガス化施設を併設することにより、生ごみや紙類などを発酵させてメタンガスとして効率よくエネルギー回収し、CO₂の大幅な削減につなげ、環境負荷低減にも貢献できる施設となっております。

大まかなスケジュールは、年内に基本協定、年度内に事業契約を締結する運びで、供用開始は、汚泥再背処理センターが令和7年に先行しますが、全ての施設は令和10年となります。供用開始しました令和10年から、ここクリスタルプラザの解体撤去工事にも取りかかる予定をしております。今後も、随時、広域だよりやホームページなどを通して情報提供をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

また、クリスタルプラザのゴミの搬入量は、令和2年7月から翌年6月までの手数料改定前の一年間と、令和3年7月から今年6月までの改定後の一年間を比較しますと、一般家庭で33パーセント、事業所で27パーセントも減少しております。人口減少に加えまして、手数料の改定、コロナ禍での整理が一定落ち着いたことによるものと考えていますが、今後も構成市と共にごみの減量化や、搬入申請書には本人確認を徹底するなど管外からの持ち込み防止にも努めていきたいと考えております。

この後、クリスタルプラザの維持管理について詳しく担当から説明させていただきますので、ご審議を賜りますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。続きまして、会議次第の3、委員及び事務局の紹介に入ります。お手元会議資料を1枚おめくりいただき、1ページの「委員名簿」をご覧ください。ここにおられる委員皆さまは、この10月から新しく委員にご就任いただいた方々でございますので、恐れ入りますが、1号委員の青木様から名簿の順に自己紹介のほどお願いします。

【委員自己紹介】

事務局

ありがとうございました。それでは、次に事務局より自己紹介をします。

【事務局自己紹介】

なお、委員15名のうち本日出席いただいております委員は、13名ですので、3ページ資料イに記載の、当管理運営委員会規則第6条第2項の規定により過半数に達しており、会議が成立しておりますことをご報告申しあげます。

事務局

続きまして、会議次第４の委員長および副委員長の選任でございます。改めまして３ページをご覧ください。当管理運営委員会の規則となります。ただいま当委員会は、委員長および副委員長が空席となっております。そこで、規則第４条第１項「委員会に、委員長を１人および副委員長を２人置く。」また、同条第２項に「委員長および副委員長は、委員の互選により定める。」となっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。お諮りします。

【「事務局一任」の声あり】

事務局

事務局一任とのご意見をいただきましたが、ご異議ございませんでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

事務局

委員長及び副委員長選出

事務局

ありがとうございます。当管理運営委員会規則第６条第１項の規定により委員長が当会議の議長となるとなっておりますので、本日の会議の議事進行をお願いしたいと思います。

議長

この委員会につきましては、ごみ焼却処理施設ならびにリサイクルプラザの設置および管理に関する条例に基づき、クリスタルプラザの管理および運営や公害の防止および環境の保全などについて審議、調査また建議することとなっております。委員の皆さまの活発なご意見と慎重なご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。また、議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは議題の（１）「令和３年度・令和４年度上半期クリスタルプラザの運営状況について」を事務局から説明をお願いします。

事務局

<説明概要>

●資料１ 平成２４年度～令和３年度可燃ごみ収集・持込量内訳

- ・近年、搬入量は増加傾向にあったが、令和元年度をピークに令和２年度以降は徐々に減少している。

- ・令和 3 年度は、7 月からのごみ搬入手数料の改定に伴い持込量が減少、前年比約 4.1%（約 554 t）の減となった。

●資料 2 令和 3 年度 クリスタルプラザ可燃ごみ搬入量実績

- ・特に 6 月、8 月、3 月に搬入量が多くなっている。6 月は料金改定前の「駆け込み」、8 月、3 月はお盆、年度末の大掃除により多くなっていると考えられる。
- ・項目別では、家庭系持込が約 18%の減、事業系持込が 1.4%の減となった。ごみ搬入手数料の改定が要因と考えられる。
- ・クリーンプラント選別ごみは対前年度比約 10%減となった。ごみ搬入手数料の改定により不燃ごみ、粗大ごみの持込量が減少したことが要因と考えられる。
- ・リサイクルプラザ選別ごみは、前年比で約 2 倍となったが、これは選別ごみの積算方法を令和 2 年 10 月から変更したことによる。昨年度も説明をしたが、それまでは過去平均値をもって 1 日 100kg と仮定し、年間処理量を積算していたが、トラックスケールでの実測値に変更したことで乖離が生じた。乖離の要因としては、プラスチック製容器包装の引渡先である日本容器包装リサイクル協会の指導により従来リサイクル引渡し品の中に含めていたプラ収集透明袋を容器包装の対象外として焼却処理することになったことが考えられる。

●資料 3 令和 4 年度上半期 クリスタルプラザ可燃ごみ搬入量実績

- ・令和 3 年度上半期実績と比較すると全体で約 848 t の減となった。
- ・項目別では、家庭系持込が約 29%減、クリーンプラント選別ごみが約 17%の減となった。ごみ搬入手数料の改定が減少の要因と考えられる。
- ・ごみ搬入手数料改定後の 1 年間（令和 3 年 7 月～令和 4 年 6 月まで）とその前年同月で比較すると家庭系持込が 33%減（741 t）、事業系持込が 3.5%減（378 t）となった。

●資料 4 平成 24 年度～令和 3 年度ごみ焼却処理施設運転管理状況

- ・ごみ焼却量は各年度月あたりの平均焼却量を示している。
- ・焼却灰の量は焼却量に対して 10%強となっている。焼却灰は平成 19 年 4 月から大阪湾フェニックス計画により大阪湾に運搬し、埋め立て処分をしている。なお、令和 3 年 9 月から焼却灰の中で貴金属を比較的多く含む「落じん灰」のリサイクルを行っている。令和 3 年度引渡実績：約 30t
- ・焼却の補助燃料には灯油を使用しており、表は月平均の使用量を示している。灯油は焼却炉の運転開始時と終了時に使用するため、その回数によって使用量が変わる。なお、1 度焼却炉を立ち上げるとごみ自体が燃料となるため焼却している間は補助燃料を必要としない。
- ・実働時間は焼却量や休炉時における点検整備時間により異なる。安定したごみ焼却のためには休炉期間における点検整備が必要となる。

- ・炉内温度は約 910℃～940℃程度。国の焼却施設維持管理基準では、ダイオキシン類等有害物質の発生を抑えるため 850 度以上で焼却するよう定められており、常に 900 度以上で安定した焼却処理に努めている。

●資料 5 令和 3 年度 ごみ焼却処理施設運転管理状況

●資料 6 令和 4 年度上半期 ごみ焼却処理施設運転管理状況

- ・令和 3 年度、令和 4 年度上半期ともに安定した焼却処理を行っている。

●資料 7 令和 3 年度排ガス測定分析結果（下半期分）

- ・ダイオキシン類は信頼性向上のため、2 業者が同一時間帯に試料採取し測定するクロスチェックを行っている。上段は株式会社日吉、下段は東京テクニカル・サービス株式会社による分析結果である。
- ・ダイオキシン類の測定結果は 1 号炉が協定値 0.1ng-TEQ/N m³に対し 0.0043ng と 0.0029ng、2 号炉が 0.013ng と 0.0052ng であった。また、その他の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素なども協定値以下の結果であった。
- ・測定結果で「未満」と表記があるものは定量下限値以下であることを意味する。定量下限値とは信頼できる分析値の最小量（正確に測れる最低濃度）のことをいう。
- ・1 ナノグラムは 1 g の 10 億分の 1 を表し、東京ドーム（124 万 m³）の中を水一杯にし、塩 10 粒程度を混ぜた濃度に相当する。
- ・ダイオキシン類の分析は他の排ガスに比べて単位が小さく濃度の測定が困難なため、特定計量証明事業者（MLAP）として国が認定している業者に委託している。今回クロスチェックを行った 2 業者もその特定計量証明事業者であり分析値は信頼のおけるものである。

●資料 8 令和 4 年度排ガス測定分析結果（上半期分）

- ・例年、測定の際には地元自治会様にも立ち会いをしていただいております、今年度は 2 日間で計 5 自治会 5 名の方に立ち会いをしていただいた。
- ・ダイオキシン類の測定結果は、1 号炉が協定値 0.1 ng-TEQ/N m³に対し 0.015ng と 0.0025ng、2 号炉が 0.0083ng と 0.0033ng であった。また、その他の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素なども協定値以下の結果であった。

顧問 ー排ガス測定結果に関する考察ー

ごみ焼却における大気規制は大気汚染防止法で漸次行われており、歴史的には硫黄酸化物の規制から始まり、時代の移り変わりに伴い規制物質が増えてきました。塩化水素については、プラスチックに塩化ビニルが使用されはじめ、ごみ焼却施設からの塩化水素の発生が問題視されるようになった結果、規制の対象とされるようになりました。また、一酸化炭素についてはダイオキシン問題が出てきた頃、不完全燃焼がダイオキシン類発生の大きな要因であることから、一酸化炭素濃度を抑えることの重要

性が認識されるようになり、ごみ焼却施設でもダイオキシン類抑制の指標として測定されるようになりました。

さて、分析結果についてですが、資料 7、8 にあります表をご覧くださいまして左から 3 列目が法規制値、4 列目が地元自治会との協定値となります。協定値は法規制値よりも厳しい基準となっていますが、分析結果はその協定値を十分下回る値となっています。また、当施設については、随分と長い運転経験をお持ちですが、毎年安定的な運転をされており、今回報告いただいた分析結果についても、ご安心いただける数値であると言えます。

事務局

<説明概要>

●資料 9 令和 4 年度悪臭測定分析結果

- ・悪臭防止法に基づき長浜市が設定する基準値と地元自治会との協定値があり、協定値のほうが長浜市より厳しい基準となっている。
- ・測定は 1 年の中で一番臭気の発生しやすい夏に行っている。
- ・測定結果は風上・風下のいずれも協定値を下回っており、臭気強度は風上、風下ともに「0.5」という値であった。臭気強度は、0 を最小、5 を最大とし 1 が「知覚できる程度の臭気」とされている。

●資料 10 排ガス中の水銀分析結果

- ・今年度は 6 月 8 日、9 日に測定を行い、1 号炉 1.6 未満、2 号炉 1.5 未満と法基準値以下であった。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見がございましたらお願いします。

委員

ダイオキシンの測定を 2 業者でする必要はあるのでしょうか。

事務局

過去の管理運営委員会で要望があったものと記憶しています。

委員

今回の測定結果でいえば、両方、日吉の方が高い結果となっていますので、例えば高い結果が出た方だけに測定してもらうことはできないでしょうか。

また、委託費用はいくらくらいかかっているのですか。

事務局

排ガス分析業務としてはだいたい300万円くらいです。クロスチェックの方はダイオキシン類の分析だけですのでもう少し安くなっています。

ちなみに過去の測定結果では必ずしも、日吉の方が高いわけではありません。

参考（令和4年度契約金額）

ダイオキシン類及びその他有害物質測定：2,453,000円（税込）

ダイオキシン類測定（クロスチェック分）：2,079,000円（税込）

委員

ダイオキシンは不完全燃焼で発生するという話でしたが、炉の温度が平均でしか示されていないため、最低温度が850度を下回らなければ、大丈夫ということで、1者の測定にするとかはできないのでしょうか。平均で見るより最低を見るほうが重要かと思います。

事務局

排ガス濃度については、公害監視盤で常時確認をしており、その数値が入力されたログデータもありますが、対外的に数値をお出しする場合、やはり公的に信頼のおける計量証明書という形で報告する必要があると考えています。また、ダイオキシンのクロスチェックについては、過去の委員会での経過も踏まえ、信頼性向上のため行っていますので、今後も継続していきたいと考えています。

議長

他に、ご質問、ご意見はありませんか。

委員

水銀測定に関して、測定日によって「未満」の値が違いますが、これは装置の測定限界とはまた別の基準なのでしょうか。

事務局

この未満は定量下限値未満であることを意味します。定量下限値とはその分析方法で正確に測れる最低濃度のことをいい、測定した際の排ガス量、水分量等によって変わるため必ずしも一定の数値とはなりません。

委員

業者が同じなのに、基準が違うため違和感があります。

事務局

排ガス量が分母に来ますので、計算上、定量下限は必ずしも一定になりません。

議長

排ガスの濃度を測った際に、悪いことを考えれば空気を入れて希釈すれば、濃度を薄くすることができてしまうため、それを防ぐために酸素濃度は12％に換算したうえで計算することとされています。測定時の濃度及び換算後の濃度は、その時の酸素濃度によって少し違ってきます。定量下限値の違いはその測定条件の違いであって、測定がいい加減というわけではありません。例えば、40ページの全水銀濃度のところを見ていただいて、「測定値」が実際に測った濃度で、「酸素換算値（12％）」が酸素状態を12％に補正した場合の濃度です。基準値と比較する際はこの12％換算の数値を用いることとされています。

議長

他に、ご質問、ご意見ありませんか。他にないようですので、次の議題（2）「その他」に移ります。このことについて事務局の方から何かありますか。

事務局

事務局からは特にありません。

議長

事務局からは特にないとのことですが、この際ですので、今回の議題にかかわらず折角の機会ですので何かご質問やご意見がございませんか。

委員

令和10年度、11年度とクリスタルプラザの解体工事をされる計画と聞いていますが、その後の跡地利用は決まっているのでしょうか。

事務局

センター及び構成市において、センター公有財産利活用検討会議を開催しており、その中で検討を進めていく予定です。

現段階では、利活用についての方針は決まっておりません。

議長

他に、ご質問、ご意見ありませんか。他にないようですので、それでは、本日の議題がすべて終わりましたので、事務局に進行をお返しします。

事務局

委員長様、長時間に渡りありがとうございました。本日、委員の皆さま方には、クリスタルプラザの管理運営に関しまして、熱心にご審議を賜り誠にありがとうございました。委員の皆さまから、いただきました貴重なご意見は、今後の管理運営に役立てて参ります。

それでは、以上をもちまして、管理運営委員会を閉会いたします。お気をつけてお帰り下さい。